

新料金表（令和6年10月1日から）

※ 当園利用の皆様へ 10月1日から、茨城県の条例等改正により下記新料金となります。御了承ください。

(1) 普通利用料金（陸上・投てき・体育・テニス・登はん・野球・球技・児童・会議室） 笠松運動公園

有料 施設 名	アマチュアスポーツ					営利・宣伝を目的としない アマチュアスポーツ以外の催物					興行及び営利・宣伝を目的とする催物						
	団体利用料金 (単位 円)				個人利用 料金 (単位 円)	団体利用料金 (単位 円)				1時間まで ごとに	団体利用料金 (単位 円)				1時間まで ごとに		
	時間区分		8時30分 から12時まで	12時から 17時まで		8時30分 から17時まで	時間区分		8時30分 から12時まで		12時から 17時まで	17時から 21時まで	時間区分			8時30分 から17時まで	
	8時30分 から12時まで	12時から 17時まで					8時30分 から12時まで	12時から 17時まで					17時から 21時まで	8時30分 から17時まで			
陸上競技場	8,610	10,330	17,080	4,300	2時間までごとに 1人につき 110	25,810	30,970	26,730	51,730	12,900	86,140	103,340	89,170	172,150	43,140		
補助陸上競技場	2,460	2,840	4,430	680	2時間までごとに 1人につき 110	7,120	8,350	13,390	2,080	13,770	17,080	24,320	3,440				
テニスコート	1面につき 1,180	1面につき 1,730	1面につき 2,700	1面につき 390	団体利用料金に 同じ	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
体育館	主体育館	全面	8,610	10,330	16,600	2,460	2時間までごとに 1人につき 170	25,320	30,970	34,400	49,640	7,120	86,140	103,340	103,340	166,500	24,090
		片面	4,300	5,160	8,350	1,230		12,540	15,480	17,080	24,820	3,580	43,140	51,730	51,730	83,180	12,040
	補助体育館	全面	2,700	2,960	4,920	850		7,120	8,610	9,840	14,500	2,700	24,320	28,630	28,630	48,900	8,610
		片面	1,230	1,350	2,460	440		3,580	4,300	4,920	7,120	1,230	12,160	14,500	14,500	24,320	4,300
児童スポーツ広場	850	1,180	1,730	320	無料	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
球技場	4,060	5,030	8,350	1,230	/	12,290	15,000	24,820	4,060	41,660	50,250	83,180	12,040				
野球場	3,200	4,060	6,260	850	/	9,220	12,290	18,680	2,700	31,580	41,660	61,820	8,610				
登はん競技場	1面につき 1,730	1面につき 2,080	1面につき 2,960	680	団体利用料金に 同じ	1面につき 5,160	1面につき 6,260	1面につき 8,720	2,080	10,330	12,290	20,030	4,060				
会議室	1,730	2,080	2,960	680	団体利用料金に 同じ	5,160	6,260	8,720	2,080	10,330	12,290	20,030	4,060				
アーチェリー場	1,320	1,690	2,640	430	2時間までごとに 1人につき 160	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		

- 1 団体の人員が200人を超える場合は、この表に定める団体利用料金の額の100分の50に相当する額を加算した額をもって団体利用料金の額とする。
- 2 団体利用料金の適用を受ける団体は、その人員が20人以上の団体とする。ただし、その人員が20人に満たない場合であっても施設を専用するときは、団体利用料金を適用する。
- 3 団体利用料金の適用を受ける場合において、やむを得ない理由により許可利用時間を超過して利用するとき、又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間区分によらないで利用するときは、その超える時間又は利用時間について、この表の「1時間までごとに」の欄に掲げる金額（1の適用を受ける場合には、1による額）による利用料金を徴収する。
- 4 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。

(2) 特別利用料金（電光掲示・映像装置・マイク・照明・ロッカー・シャワー等）

名称	金額(単位 円)				
	時間区分			1時間までごと に	
	8時30 分から 12時ま で	12時か ら17時 まで	8時30 分から 17時ま で	通常	夏季
拡 声 装 置	2,080	2,080	3,940	500	
電 光 標 示 器	1,060	1,060	2,080	390	
大型映像 装置	陸上競技場	アマチュアスポ ーツに利用する場合	映像と文字	6,320	6,710
			文字のみ	2,530	2,680
		アマチュアスポ ーツ以外に利用する場合	80,430	114,890	195,320
温 水 シ ャ ワ ー 室 (団 体)	2,080	2,080	3,940	560	
温 水 シ ャ ワ ー 室 (個 人)	1回(10分間につき)			240	
コ イ ン ロ ッ カ ー	1回につき			100	
照 明 使 用 電 力	陸上競技場		全 灯	162,810	
			2 / 3 灯	108,540	
			1 / 3 灯	7,280	7,720
			1 / 5 灯	4,640	4,920
			80ルクス(個人)	80	80
	体育館	主体育館	照 明 1 列 に つ き	50	50
			中 央 部 の み	170	180
			中 央 帯 全 面	340	360
		補 助 体 育 館	照 明 1 列 に つ き	10	10
		テニスコート	1 面 に つ き	250	270
会議室	1 室 に つ き	40	40		
冷 暖 房 料	主体育館	全 面 (フ ロ ア + 観 客 席)	8,620	9,140	
		全 面 (フ ロ ア の み)	4,560	4,840	
		半 面 (フ ロ ア の み)	2,280	2,420	
		観 客 席	4,060	4,310	

- 1 この表は、条例別表第3(2)有料公園施設を利用する場合ア普通利用料金その2の備考2により団体利用料金の適用を受ける団体又は個人に適用する。
- 2 やむを得ない理由により許可利用時間を超過して利用するとき、又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間区分によらないで利用するときは、その超える時間又は利用時間について、この表の「1時間までごとに」の欄に掲げる金額による利用料金を徴収する。
- 3 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 4 浴室又は温水シャワー室を利用する場合において、1団体の利用人員が50人を超えるときは、その超える人員について1人につき20円を加算する。
- 5 「照明使用電力」の項は、会議室、体育館、テニスコート、堀原運動公園の武道館大道場、東町運動公園のスポーツセンター、笠松運動公園の陸上競技場及び屋内水泳プール兼アイススケート場、砂沼広域公園の多目的広場、東西総合公園の多目的運動広場並びに太子広域公園の多目的運動広場に限り適用する。